**第２０回大阪府障がい者差別解消協議会**

日時：令和５年７月５日　水曜日　午前９時59分から12時05分まで

場所：大阪赤十字会館301会議室

出席委員

大竹　浩司 公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

大野　素子　　公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会会長

小田　浩伸 大阪大谷大学教育学部長教授

佐々木　祥光 有限会社ササキセキュリティー取締役部長

塩見　洋介　　 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

特定非営利活動法人大阪障害者センター事務局長

柴原　浩嗣 一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝 大阪公立大学　名誉教授

髙橋　あい子 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長

辻川　圭乃 弁護士

堤添　隆弘 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室室長

寺田　一男 一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長

西尾　元秀 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

林　幹二 日本チェーンストア協会関西支部事務局長

久澤　貢 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

◎　会長

オブザーバー

大阪法務局人権擁護部第二課長

大阪労働局職業安定部職業対策課長　代理

近畿運輸局交通政策部バリアフリー推進課長

市長会代表市　担当課長

　町村長会代表町村　担当課長

○事務局　それでは、定刻より少し早いですが、「第20回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催させていただきます。委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。まず、開催にあたり、障がい福祉室長より一言ごあいさつ申し上げます。

○事務局　おはようございます。会議の開会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

　委員の皆さまには、日ごろから、大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解、ご支援をいただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

　また本日は、ご多忙の中、また大変暑い中、本協議会にご出席を賜りありがとうございます。

　本日の会議では、前回の会議に引き続き、大阪府が昨年度（令和４年度）に受けた相談や実施した取組みについて報告書にまとめましたので、この内容についてご審議をいただければと考えております。

　国においては、障害者差別解消法の改正法が、来年（令和６年）４月から施行ということが決定されており、事業者による合理的配慮の提供が、いよいよ法律で義務化されるということでございます。

　また、新型コロナについても、（令和５年）５月から、感染症法上の５類に移行されており、人々の活動も活発化してくるということですので、障がい者差別に関する相談体制の充実や周知・啓発ということも、より重要になってくると考えております。そうした観点も踏まえて、ご意見をいただければ幸いでございます。

　また、大阪では、2025年に、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマにした万博が開催されます。期間中は、国内外から障がいのある方も多く訪れていただけると予想されますので、府外から来られる方に向けても、解消協として、どのような取組みができるのかということについてもご意見をいただければと考えております。

　委員の皆さまには、ぜひ、専門的な見地から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　続いて会議の成立についてです。本日は、委員総数20名のうち14名のご出席をいただいており、大阪府障がい者差別解消協議会規則第５条第２項の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

　なお、小田多佳子委員におかれましては、社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長の坂本ヒロ子さまの後任として、令和５年６月22日付でご就任いただいております。

　続いて、お配りしている資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

　資料１「令和５年度合議体の運営について」、

　資料２－１「障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書【令和４年度】（概要版）（案）」、

　資料２―２「障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書【令和４年度】（案）」、

　資料３「意見交換資料」、

　参考資料１－１「府内市町村における支援地域協議会の設置状況について」、

　参考資料１－２「府内市町村における相談及び紛争の防止等のための体制の整備等について」、

　参考資料１－３「府内市町村における相談件数等の状況について」、

　参考資料１－４－１「府内市町村（首長部局）における対応要領の策定状況について」、

　参考資料１－４－２「府内市町村（教育委員会）における対応要領の策定状況について」、

　参考資料１－５「府内市町村における障がい理解等の啓発状況について」、

　最後に、その他として、障害者差別解消法や府の障がい者差別解消条例などを綴じた別冊ファイルをお配りしています。資料の不足等がありましたら、事務局までお知らせ願えますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

　続いて、会議の公開についてです。大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則公開としています。

後日、配布資料とともに、委員の皆さまの発言内容を、そのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしております。

　ただし、委員名等は記載しません。あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

　なお、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合には、一部非公開ということで、委員の皆さまを除く、オブザーバーの方、関係者の方、傍聴の方には、一時ご退席いただくことになります。

　次に、この会議には、点字資料を使用されている視覚障がいのある委員や、手話通訳を利用されている聴覚障がいのある委員がおられます。

　障がいのある委員の情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

　また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

　それでは、以降の議事進行については、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

○会長　お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。今回、「第20回大阪府障がい者差別解消協議会」ということで、次第に基づいて議事を進めてまいりたいと思います。

　それでは、第１の議題である、「令和５年度合議体の運営について」、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、資料１「令和５年度合議体の運営について」をお願いします。点字版では資料１の１から３ページにかけて説明させて頂きます。

　一つめ、平成28年度より実施している助言型合議体については、広域支援相談員が、対応や判断に苦慮した、または、苦慮している困難事例を中心に、助言や検証等をしていただいていました。

　二つめ、来年４月から、障害者差別解消法の改正法が施行されますが、改正法のなかには、地方公共団体において、障がい者差別に関する相談への対応や紛争の防止・解決のために必要な人材を育成することが明記されています。

　それに対応するためにも、今後もこの取組みを継続していくことにより、広域支援相談員の対応力向上とともに、解消協の問題解決能力の向上にも役立てていきたいと考えています。今年度も、少なくとも２回は会議をしていきたいと考えています。

　次に、墨字版は丸の三つめ、点字版では２ページの最初からになります。

　広域支援相談員が対応しても、なお、問題の解決が難しく、障がいのある方やそのご家族・支援者の方などから、条例に基づくあっせんの求めがあった場合には、紛争を解決するために、適宜、あっせん型の合議体を開催します。

　助言型・あっせん型の合議体の構成員についても、大阪府障がい者差別解消協議会規則第６条に基づき、解消協の委員及び専門委員のうち、会長が５名を指名し、指名にあたっては、取り上げる事例の内容に応じて障がい者関係の委員と事業者関係の委員を、それぞれ少なくとも１名は入っていただいて組織することを基本としていきたいと思います。

　点字版は３ページの３行めになります。なお、運営要領の第５条に基づき、合議体の運営にあたり、会長が必要と認める場合には、構成員以外の解消協委員や事業者などに出席を求め、ご意見を聞くこととします。

　また、合議体の５名の構成員以外の解消協の委員が、合議体の視察を求める場合は、運営要領第９条第５項により、会長の許可を受けた際は視察できることとします。

　最後に、合議体は、個別の事案を取り扱うことから基本的に非公開ですが、合議体で議論いただいた内容は、本日、この後にご審議いただく活動報告書として取りまとめる予定です。

　以上、「令和５年度の合議体の運営について」となります。

○会長　ありがとうございます。例年、今年度の合議体の運営についてお諮りいただいているのですが、昨年度（令和４年度）との違い、特に違う部分があったら。

　こちらの委員の方々は、毎年、毎年、お話は受けていて、概要はおおよそ頭に入っておられるので、「ここが違います」というところが特にあれば。

○事務局　前回から特に違い等はありません。

○会長　結構です。室長が、先ほどのごあいさつのときにおっしゃっていたように、今年度は合議体案件が増えるのではないかと思っています。調停・あっせん等の事例で、府民の方々が社会に出て活動される中で、コロナ前の状態に戻って紛争案件が増えていくのではないかと考えており、私とすれば、合議体にかけられた案件が、将来に向けた差別解消是正措置を考える一つのきっかけになればいいと思っており、「ある程度の件数が上がってこないかな」とも期待しています。

　そのときには、また皆さま方にご協力いただいて、いろいろな角度からご助言いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　これについて、ご意見やご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

　それでは、このとおり進めさせていただきます。案件が上がってきた場合には、私のほうから、合議体委員の指名をさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

　それでは、議題２「障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書（案）について」、これについても、既にこれまでその概要についてはご説明いただいてきたものです。

　新たに書き加えた部分や、ご意見の内容を踏まえ修正させていただいた部分などがありますので、改めてそこを中心にご説明いただけますでしょうか。

○事務局　それでは、資料２－２についてご説明いたします。「障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書」になります。先ほど会長からおっしゃっていただいたとおり、令和５年３月に行った解消協において、既に一部はご説明していますので、その部分については説明を省かせていただきます。

　では、墨字版の４ページ、点字版では９ページの下から４行めになります。令和４年度に広域支援相談員が対応した相談の件数などを取りまとめたものになります。

　３月の解消協では、令和４年12月までの件数をもとにお示ししていましたが、改めて令和５年３月末までの件数で図を作り直しています。

　まず、新規事案の件数は166件で、対応した回数は全部で1,750回という結果になっており、対応回数については、令和３年度と比較すると大きく増加しています。下の表が令和３年度のものとなります。

　次に、墨字版は５ページ、点字版は14ページになります。２番、「相談者の内訳」として、広域支援相談員が、どこからの相談を受け付けたのかを分類した表を掲載していますが、その下、点字版では同じ14ページの中ほどになりますが、新たな表を作成しています。

　「支援地域協議会の有無による直接相談の内訳」という題を記載していますが、これは、大阪府の広域支援相談員に、府民や事業者などから直接相談のあった143件について、相談者の居住する又は所在する市町村が、支援地域協議会を設置しているのかどうかで分類しています。

　これは、支援地域協議会の有無が、相談先の選択に影響があるのかどうか見ることを目的に作成しましたが、結果としては、支援地域協議会設置済みの自治体に住んでいる人からの相談が66件、設置していない自治体に住んでいる人からの相談が12件、所在地が明らかでない人や他府県民からの相談が65件という結果でした。

　表をつくる前の予想としては、支援地域協議会未設置の自治体から相談が多いかと考えていましたが、それよりも、支援地域協議会を設置している自治体のなかに、相談件数の多い都市部が含まれているため、その影響が大きく出てきたという結果になりました。

　次に、墨字版の６ページ、点字版では15ページから16ページにかけてとなります。相談内容の類型ごとに分類した表です。

　不当な差別的取扱いに当たる事例は、令和４年12月から変わらずの５件でしたが、合理的配慮の不提供に関する事例は、前回から８件増えて20件という結果でした。

　墨字版の７ページ、点字版では18ページの真ん中になります。ここでは、４番で、「対象分野別件数」ということで示していますが、前回から傾向は大きく変わらず、商品・サービス分野が最も多く、続いて行政機関に関する相談が結構多いという結果となっています。

　続いて墨字版の８ページ、点字版は18ページになります。障がい種別ごとの相談件数ですが、令和４年度のトータルで見ても、精神障がいの方からの相談が最も多いという結果となりました。

　墨字版の９・10ページ、点字版では22ページの５行めから30ページの４行めまでになります。ここでは、参考データを載せています。

　そのなかで、墨字版の10ページ、点字版では27ページから30ページにかけて記載している表で、参考５と参考６になります。これは、今回新たに追加したものとなります。

　まず、墨字版の10ページ、点字版では27ページにある、「参考５ 年度ごとの新規事案及び法上の差別２類型の合計件数」です。こちらは、委員から以前より、障害者差別解消法や障がい者差別解消条例が施行されて７年以上経過していることから、最初に紹介したような月ごとの件数の比較ではなく、年度ごとの比較にしたほうがよいのではないかとご意見をいただいていることもあり作成しました。

　今回は、新規事案件数、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に関する事案の合計についてまとめましたが、その他の分類等についても、年度ごとの比較をしたほうが良いのではないかというご意見がありましたら、後ほどご意見をいただければと思います。

　次に、墨字版は同じく10ページ、点字版では27ページの下から２行め以降になります。こちらについても、以前より委員からお話をいただいていたものになります。

　毎年度、大阪府が府内市町村に前年度の相談件数を聞いており、その結果を一覧にしたものになります。最も件数の多い大阪市で28件、次いで堺市が19件となっており、以下、記載のとおりになります。

　以上が、令和４年度に広域支援相談員が対応した相談の件数となります。

　次に、墨字版の11ページ、点字版では30ページの上から５行めになります。「（３）広域支援相談員が対応した相談事例等の一覧になります。前回の会議の資料から追加したものをご紹介します。

　墨字版の12ページ、点字版では31ページから始まる、不当な差別的取扱いについては、前回の資料から追加したものはありません。

　墨字版の13ページ、点字版では35ページの真ん中あたりから始まる、合理的配慮の不提供に関する事案は、墨字版では15ページの13番の事案以降、点字版では44ページの２行めから始まる、「す」の事案以降が、今回の資料で新たに追加した事例になります。

　大型スーパーやホテル内におけるアテンド・付添いに関する事案が３件ありました。墨字版では、13番・15番・17番の事例、点字版では、「す」・「そ」・「ち」の事例です。

　また、手話通訳者の配置に関する事例が２件ありました。研修会において、要約筆記による情報保障を求めた事例が１件、その他には、認定こども園における発達障がいのある子どもに文字や絵でスケジュール等を伝える合理的配慮をしてほしいという事案が１件、鉄道駅における介助に関する事案が１件ありました。

　次に、墨字版の18ページ、点字版では54ページになります。不適切な行為があったと思われる事案を挙げている部分になります。ここでは、７番と８番の事案、点字版では、「き」と「く」の事案が、今回新たに追加したものとなります。

　まず、７番又は「き」の事案は、女性の当事者が、女性ヘルパーから、「入浴介助を男性ヘルパーにしないか」と言われたという事例になります。

　次に、８番又は「く」の事案は、研修会で講師をすることになった相談者が、市の関係機関の責任者より、「言語障がいがあるので、他の講師と同じ時間では無理ではないか」と言われた事例になります。

　続いて、墨字版の20ページ、点字版では61ページの下から８行めになります。不快・不満があったと思われる事案になります。墨字版の９番から11番まで、点字版では「け」から「さ」までが追加された事案になります。

　９番又は「け」の事案は、車いすを利用している障がい者が、コンサート会場で興行事業者のスタッフより、「車いす席を前に配置すると売上が下がる」と言われたという事案です。

　10番又は「こ」の事案は、強迫性障がいのある方が、レンタルビデオ店で会員証の作成を拒否したところ、レンタルを拒否されたという事案で、お店の方は免許証等での対応など、代替措置も提案していたようですが、それらには応じなかったというものです。

　11番又は「さ」の事案は、オンデマンドバスを利用する際に、スマートフォンアプリの地図上に示された場所で待って乗車しようとしたら、アプリの不具合が原因で予定していたものに乗れなかったという事案です。

　次に、墨字版の21ページ、点字版では65ページの下から８行めになります。環境の整備に関する事案で、墨字版の３番と４番、点字版では「う」と、次のページの「え」の２件を新たに追加しています。

　３番又は「う」の事案は、バイクの侵入防止用ガードが設置されているため、車いすで通れず、また、点字ブロックも塞がれているとのことで、市に相談があったものです。市は、ガードの設置者と話し合い、一部撤去の方向で進んでいるというものです。

　次の４番又は「え」の事案は、交通機関の特別割引用ＩＣカードのホームページでの案内に関する事案です。

　以上が、今回追加された事案になります。

　続いて、墨字版の22ページ、点字版では67ページになります。こちらは、助言型の合議体で議論いただいた内容についてまとめた部分になります。

　なお、助言型の合議体は、令和４年10月に第１回を、令和５年２月に第２回を開催し、それぞれ二つずつ広域支援相談員が対応に苦慮した事案を取り上げて議論をしていただきました。

　第１回の合議体で議論した内容については、前回の解消協で既にご紹介しましたので、本日は第２回の合議体で議論した内容をご紹介します。

　それでは、墨字版の28ページ、点字版では83ページの下から５行めからになります。事例３の「指定管理のプールにおけるレーンの利用」に関する事案です。肢体不自由のある方からの相談で、二つの市営プールの利用に関する相談です。

　Ａ市のプールは、泳力によって泳ぐレーンが決まっており、それに従うと、相談者は一番端のレーンで泳ぐとされてしまいました。

　しかし、相談者は、障がい特性上、腕を大きく動かすため、腕が壁に当たるので、真ん中のレーンで泳げるようにしてほしいというものでした。

　また、Ｂ市のプールでは、介助者が歩いているなら、歩行専用レーンしか利用を認めてもらえず、そこで泳ぐのには適していないので、泳ぎやすい自由遊泳用のレーンを使わせてほしいという内容でした。

　広域支援相談員が調整に入った結果、いずれのプールでも合理的配慮の提供がなされることになりましたが、論点の一つめとして、レーンを決めるにあたり、介助者がいる際に、泳いでいる当事者と歩いている介助者のどちらをメインに考えるべきかということを中心に話していただきました。

　論点の二つめとして、各市で考え方の違いがあるなかで、どこまで合理的配慮を求めることができるのか、一般のプールの場合はどうかという内容で話し合っていただきました。

　墨字版の29ページ、点字版では86ページの下から２行めから、お話しいただいた結果をまとめたものを掲載しています。

　介助者の位置づけについては、「介助者というのは、あくまで障がい者の目的を達成するために必要な人であるため、当事者を中心と考えるべきである」というご意見や、「介助者にかかる費用については、公営プールでは無料にできるかもしれないが、介助者のロッカーの利用料などは求められるかもしれない」というご意見が出ました。

　点字版では87ページの下から４行め以降となりますが、各市での考え方の違いについては、「市営プールの場合は、障がいのあり・なしに関わらず市民が公平に利用できるように市が調整すべき」というご意見や「行政機関として、差別的取扱いをしないという部分に違いがあっては困る」というご意見がありました。

　そして民間の場合については、「その施設のグレードや客層、料金等により提供できる合理的配慮は変わってくるかもしれないが、一方的に申出を断ることは差別となる可能性があり、周知が重要である」というご意見が出ました。

　墨字版の30ページ、点字版では90ページの３行めからになります。事業者の対応や意見としては、「どのようなプールであっても、障がいを理由に利用できないということはあってはならないのではないか」、「レーンの利用方法を固定化するのではなく、その時々で変更できるようにしてはどうか」、「介助者について、周りに知ってもらうことが必要ではないか」というようなご意見をいただきました。

　点字版では次の91ページとなりますが、広域支援相談員の対応については、市営プールの最終責任は市にあると考えられ、各自治体では対応要領を定めているので、「広域支援相談員が問題解決に当たるより、自治体のサポートをしたほうがよいのではないか」、「行政機関であるか事業者であるかを決めるよりは、合理的配慮ができているのかという視点で対応してもらいたい」というご意見がありました。

　以上が事例の三つめになります。

　次に、墨字版の31ページ、点字版では92ページの真ん中からになります。事例４の「児童発達支援事業所における坐薬の対応」になります。

　相談の内容は、知的障がいのあるお子さんの母親からの相談です。児童発達支援事業所で療育を受けさせたいが、てんかん発作が起きた際に坐薬挿入を事業所にお願いしたところ、「医療行為はできない」と言われたというものです。

　一定条件を満たす場合、坐薬挿入は医行為ではないとしている厚生労働省の通知を示したり、主治医の意見書を出すことを提案したりしたものの、事業所には認めてもらえず、利用契約できないということで相談がありました。

　相談を受けて、広域支援相談員が事業所と話をしたところ、事業所側から、「産業医に相談のうえ坐薬挿入はしないとしているが、母子通所による受け入れを提案したい」との話がありました。

　単独通所に向けた取組みは検討していないという話がありましたが、母親が母子通所で納得したため、相談は終了となっています。

　この事案の論点は、点字版では94ページの３行めからとなりますが、まず、障害者差別解消法は、障がいのある者とない者と比較で考えることが多いですが、障がい児者しか対象としていない事業者の対応は法の対象になるのでしょうか。

　また、産業医の意見と主治医の意見が対立する場合、どちらを優先すべきでしょうか。

　一定の条件下であれば、学校では教員による坐薬挿入をしているが、看護師のいない福祉施設でも同様の対応を求めることができるのか、以上について話し合っていただきました。

　まず、障がい者のみを対象にしているサービスに関するこの事案が、障害者差別解消法の対象になるのかどうかについては、点字版では95ページの下から８行めとなりますが、厳密に法解釈する立場に立つと想定していない範囲となる。一方で、坐薬挿入を理由に社会参加が制限されているため、対象になり得るという考え方もあるというご意見がありました。

　また、対象外とすると、障がいの程度が重い人が、障がい福祉サービスの利用を断られることを是認することになるのではないか、このようなご意見が出ました。

　主治医と産業医の意見が異なる場合の考え方については、点字版は97ページの真ん中からとなりますが、産業医がてんかん等について正しく理解できていない可能性があり、主治医と話し合う場があればよい。事業所と家族が対立するのではなく、双方が方向性を共有して話し合いを継続することが必要であるというご意見がありました。

　事業者の対応については、墨字版の33ページ、点字版では99ページの４行めから101ページにかけてとなります。「リスクがあるので対応できない」と言われると、医療ニーズの高い障がい児が、療育を受ける機会が限定されるのではないでしょうかというご意見がある一方、厚生労働省の通知があっても免責される保証はなく、責任回避の対応になっていますが、対応が必要な子どもが増えた場合、民間事業所はどこまでできるのか、このようなご意見がありました。

　しかし、「免責されないからという点にこだわると解決できないので、利用者と前向きに話し合うことがまず必要ではないか」や、「少しでも考える土台をつくるため研修などに取り組んでもらいたい」といったご意見がありました。

　次に、点字版は101ページの下から８行めから、広域支援相談員の対応についていただいたご意見になります。

　広域支援相談員は、法解釈について白黒をつける機関ではないので、外形上、障がいを理由とした差別的取扱いがあれば、関わっていくスタンスでいいのではないか、

　事業者の言い分もわかるが、どうすれば通園できるか、同伴の負担軽減に繋がるかを建設的に話し合うために関わることが必要なケースだったのではないか、このようなご意見を挙げていただきました。

　以上が、四つめの事例についてとなります。

　なお、墨字版の34ページ、点字版では102ページの真ん中以降については、１回めと２回めの合議体を通して、事例全般に対するご意見や、府の整理を取りまとめた部分となります。

　まず、「（２）合議体でのその他の意見」では、広域支援相談員の相談対応への意見として、「事業者が、費用負担の点で合理的配慮の提供が難しいとなった場合、公的制度が活用できないか、市町村に問い合わせ等をしてもらいたい。」、「障がいのある人がない人と比べ、異なる手順を求められるのは差別ではないかという相談があった際に、例えそのような状況の解消が難しい場合でも、せめて事業者に当事者の思いを伝えるまでは最低限してほしい」このようなご意見がありました。

　また、点字版では104ページの下から５行めになりますが、府の役割等に関する意見として、各事例から見えてくる社会の制度や、運営の課題を活かすようにしてほしいというご意見がありました。

　次に、墨字版の35ページ、点字版では104ページの最終行からになります。「（３）府における整理と課題」ということで、２回の合議体を通じていただいたご意見などをもとに、府として整理したものを記載しています。

　まず、広域支援相談員の相談対応については、広域支援相談員は、障がいを理由とする差別かどうかを判断する役割はないので、法上の差別に当たるかどうかはっきりしない事案であっても、障がいを理由とした差別的取扱いがあると思われるものには調整を図っていくようにしたいと思います。

　また、１回めの合議体で取り上げた事例であったように、障がいのある人が、事業者による差別的な取扱いについて、当初は差別とは感じていなくても、状況の変化により考え方が変わることが当然あり得ることを改めて認識し、対応を行っていきます。

　三つめの丸、点字版では106ページの「う」ですが、手話通訳など合理的配慮の提供に係る費用負担については、公的制度の利用が可能かどうかを、これまでも市町村に問い合わせなどをしてきましたが、今後も公的制度の活用も検討していきます。

　また、事業者との間で調整を図ることが困難な相談であった場合でも、当事者の思いを事業者に伝えたり、差別意識がないかという視点を持って、改善策の検討を働きかけたりする役割があることを意識して対応していきます。

　墨字版の36ページ、点字版では108ページになります。今後の課題ということでまとめています。

　共生社会の実現のためには、社会的障壁を取り除くことが必要ですが、相談事案を通して、この社会の仕組みというものが、障がいのある人の利用を想定せずにつくられていることが多いことを改めて確認しました。

　そのような状況を是正していくためにも、障がいを理由とする差別の解消は、社会モデルの考え方も含めた法の理念や内容、障がいについて理解促進に取り組む必要があります。

　社会全体に理解を広げていくためには、具体的な事例を紹介することで、障がい特性は多様であり、画一的な対応にならないよう啓発する必要があります。

　一方で、広域支援相談員による調整の方法については、広域支援相談員個人の経験によるところが大きく、文書化して共有することが難しいもので、今後、そのノウハウの共有方法についても検討していきたいと考えています。

　長くなりましたが、以上が、合議体で議論いただいた内容となります。

墨字版の37ページから48ページにかけて、点字版では111ページから137ページにかけてとなります。ここでは、令和４年度に終結したあっせんの報告、府内市町村への支援の取組み、令和４年度の啓発の取組みについて記載していますが、いずれも前回の解消協で説明した内容となりますので、本日は説明を割愛します。

　最後に、墨字版の49ページ、点字版では138ページの４行めから141ページの真ん中にかけてとなります。前回の解消協資料ではまだ記載できていなかった、「おわりに」を記載しました。

　概要を説明すると、新型コロナ禍により、差別の相談件数はコロナ禍以前より少ない状況が続いていましたが、令和５年５月に新型コロナが感染法上の５類に移行され、社会活動の活性化とともに相談が増加すると予想されます。

　また、事業者による合理的配慮の提供を義務化する改正障害者差別解消法や、それに伴って改定された基本方針の施行日も来年（令和６年）４月に決定されました。

　一方で、法令や合理的配慮などについては、まだまだ周知が必要です。

　また、改定された基本方針では、国と地方自治体の役割分担や連携協定について明記され、府としては、引き続き周知啓発や、市町村への協力に取り組んでいきます。

　2025年には万博の開催を控えていますが、万博の推進本部会議では、ユニバーサルデザインの推進や、情報アクセシビリティの確保などを推進することとしています。この機会を活かして、府民や事業者への法や障がいに関する周知を図っていきたいと考えています。

　令和４年度の報告の説明は以上となります。

○会長　ありがとうございました。それでは、ただ今の事務局の報告内容について、ご質問やご意見等がございましたら、挙手をしてご発言いただくようお願いします。はい、委員お願いします。

○委員　３月の解消協のときにスルーしてしまったのですが、３ページの下から二つめの「精神障がいが最も多くなりました」という部分について確認させていただきたいと思います。

　私の所属しているところでは、判断能力が十分でない方々の生活を支えるという活動をしておりますので、精神障がいのある方、あるいは知的障がいがある方からの意見が件数として増えてくる、そういう情報提供なり、環境整備がされているというのは大変いいことだと捉えております。

　一方で、８ページの障がい種別ごとの件数を見ますと、身体障がいを合算すると、依然身体障がいが一番多くなるかと思いますが、身体障がいの中で障がい種別ごとに分けていくと、精神障がいが一番多くなるということはわかるのですが、「精神障がいが最も多くなりました」という表現が、これが適切なのかどうなのかと疑問があります。

　身体障がいをこのように分けるのであれば、精神障がいも、例えば、うつ病、統合失調症、双極性障がいというふうに分けるのかどうなのかというところは聞いてみたいと思いましたので、質問させていただきました。よろしくお願いします。

○会長　いかがでしょうか。

○事務局　区分の分け方について、今、おっしゃっていただいたように、精神障がいということで一つになっていまして、身体障がいとしては区分を分けて記載しているところです。また、この区分の仕方については検討をさせていただきたいと思います。

○会長　確かに、身体障がい、知的障がい、精神障がいというくくりが一般的なので、身体障がいだけをより細かに分けて、その上で、どこが一番多いかという説明をすると、違和感があるかもしれないです。ありがとうございます。

　そのほかございませんでしょうか。お願いいたします。

○委員　報告書をまとめていただきましてありがとうございます。二つの観点からちょっと意見を述べたいと思います。

　一つは、報告書が年次の活動白書という役割を果たしますので、墨字の資料でいきますと10ページに、これまでの年度ごとの相談の件数のグラフをつくっていただきました。年度別の動きがわかって、取組みの状況がわかりやすくなったと思います。

　特に、昨年、一昨年、その前ぐらいは、やはりコロナの影響で相談は減少したということも見えると思います。

　ただ、私どもの電話相談とかは件数が減ったりはしておりませんので、やはりこのようなやりとりをしながら動いていくような相談というのは、ちょっと減ったのだなということがわかりました。先ほどからお話しがあるように、また増えていくのではないかと思います。

　このような年度の変化というところを見ていくならば、先にありました月ごとの変化というのが必要なのかどうなのかという疑問はあります。自殺防止とかでしたら、例えば、12月とか３月に多いとか、そういう月ごとの傾向があるのですが、このような継続した相談に対応するようなところで、月ごとの資料が必要なのかどうなのかというのは疑問があります。

　それから、年度別の資料のことからいきますと、ここまでで昨年度との比較というのが出されていると思います。これを、もう一歩、過去３年ぐらいの分で比較をすると、もう少し変化とかがわかりやすいのではないかと思います。過去の分は、円グラフとか、いらないかもしれないと思います。表だけでもいいかとは思いますが、過去３年ぐらいのものがあれば、それぞれの状況の変化とかが見えるのではないかと思いました。

　それから、二つめの観点は、先ほどから出ている合理的配慮の提供が義務化されるというなか、また、条例では義務化されていますので、相談が増えると思います。

　そういう点から、10ページの上の年度のグラフですが、今、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の合計で出ていますが、ちょっと見えにくくはなるかもしれませんが、差別的取扱いと、合理的配慮の不提供の数字を別に入れられないかと思います。

　一昨年のものと比べてみますと、昨年度（2022年度）は合理的配慮の不提供が20件ありますが、障がい当事者からの相談よりも、事業者等からの相談が増えている気がします。昨年度は20件中、事業者が４件、市町村が２件、行政が３件という形になっています。

　一昨年（2021年）は合理的配慮の不提供が23件ありましたが、事業者が１件でしたので、合理的配慮を求められた場合にどのようにしていくかという形で、やはり事業者側もいろいろな悩みがあって相談されることが増えると思います。

　そういう意味では、合理的配慮の提供への相談がどれぐらいあるのかということを、年度別にも見えるようにしてはどうかと思います。あまりたくさんのことを入れると、グラフばかりで見えにくくなるのですが、ちょっと整理をしながら、年度の変化というところから、取組みの課題を考えていけるような方法がないかということで意見を述べさせていただきました。ご検討いただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

○会長　ご提案ありがとうございます。改めて変化や特徴が、グラフを通じて、的確に、視覚的に把握できるような工夫がさらにできないかということを事務局とも検討していきたいと思います。

　あと、今のお話を伺っていて、表のところは、表だけではなくて、若干の特徴を示すコメントみたいなものがあったほうが、どこに着目して何を読んだらいいのかということを明確にするためにも、２、３行でいいので、コメントみたいなものをこれからは入れていっていただけると良いかと思います。

　今、ご説明いただいた内容を少し加えていただくだけでも、ずいぶん違ってくるかと思いました。ありがとうございます。

　そのほかいかがでしょう。はい、お願いします。

○委員　先ほどご意見が出ていましたが、精神障がいが一番相談が多いということですが、９ページの表を見ますと、相談というところで精神障がいは34件挙がっておりますが、不適切な行為や不快・不満とカテゴリーを分けていますが、この後の表から見ますと相談事例がないように思います。

　申し上げたいことは、相談と、不適切な行為、不快・不満はどう違うのか、これは全部相談ではないかということと、それから、これだけ相談事例が多いですが、具体的な例として、精神障がいの相談事例が一つも挙がっておりません。

　今後、私たちも、どういう相談があるのかという傾向をぜひ知りたいですが、相談としては何一つ事例が挙がっていないです。その傾向であるとか、なぜ相談事例を挙げていただけなかったのかということをお尋ねしたいと思います。

　精神障がいにとって大事なことは、一番突出して多いということを知りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○会長　ご質問ですので、ご回答いただけますか。

○事務局　今、お尋ねいただいた件ですが、まず、事例が一つも出ていないという点に関しては、不当な差別的取扱い、不適切な行為、不快・不満に該当する三つの事例に関しては、墨字版の12ページから始まる一覧表に掲載はしています。

　あと、不適切な行為、不快・不満の違いということでお話をいただいていたと思いますが、

○委員　すみません。そういう意味ではなくて、それは相談とは違うのかということです。この内容を拝見しましたが、相談というよりも、やはり不適切な行為ということに関しても解決を求めておりますし、では、それは相談とは違うのかということです。

　相談というのは、解決を求めていない何らかの別カテゴリーとしてお分けになるのかということですが、ちょっと私の申し上げていることはわかりにくいでしょうか。

○事務局　ここの相談・意見・要望というのは、不当な差別的取扱いであったり、合理的配慮の不提供であったり、あとは、不適切な差別的取扱いや合理的配慮の不提供には該当しないけれども、よろしくない行為ということで分けている不適切な行為、こういったものに該当しないものとして、相談・意見・要望というカテゴリーに入れている形になりますので、不適切な差別的取扱いとか合理的配慮の不提供、こういったものが相談に入らないということではありません。

○会長　ありがとうございます。すべて相談であり、相談しているなかには意見・要望は含まれています。改めて不当な差別的取扱いの案件で相談もあり、意見・要望もありますが、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供、不適切な行為、不快・不満、環境の整備以外の相談をここで挙げさせていただいているという分類になっております。比較的多い項目になっていきますね。

　委員がおっしゃるとおり、すべて相談案件なのです。そのなかで類型ごとに整理すると、こうなるということでございます。よろしいでしょうか。

○委員　すみません。私たちも電話相談を受けている都合上、傾向でも教えていただければ大変助かります。精神障がいが突出しているのはなぜかというのが、私たちは知りたいものですから。

　相談というのは、これ以外に、例えば、医療的な問題であるとか病状の不安であるとか、何かそういう傾向がありましたら、おわかりになるようでしたら、ちょっと教えていただきたいです。

○事務局　その件につきましては、後ほどまたご説明をさせていただきたいと思います。

○委員　はい。

○会長　少し情報を整理して、わかりやすい典型的な事例として、ここに含まれている相談とはどんなものなのかということを、委員に直接ご説明いただければと思います。

　そのほかいかがでしょうか。はい、お願いします。

○委員　大きく二つで、一つは事例の件です。３月のときも言わせていただきましたが、墨字版でいうと12ページ、不当な差別的取扱いの１番と２番、その他もう一つありますが、最後に対応のところに、「後日、こういうふうにしたという連絡があった」というようなことを付け加えていただきまして、どうもありがとうございました。

　３月はそこがなかったわけなのですが、今後もこういう形で、結果としてどうなったかということが、もし市町村の対応であったとしてもわかれば、こういう形で記載いただければと思います。

　それと、合理的配慮の不提供の８番、14ページになりますが、年金事務所での手続き云云のところです。結局年金機構にかけても、担当課とも話すことができなかったというふうな事例が挙がっているわけです。

　来年、法改正されるわけですが、そのなかで、国のほうでも、どこに行ったらいいのかわからないような案件が出ないように、一応窓口は整備するというようなことが言われていますので、今年度からでも、総務省のほうとか、もし広域支援相談員の方のご負担がないようでしたら、そこは、そちらの責任でしっかり調べてほしいとか、繋げてほしいとかは、今年度のうちから伝えておいてもいいのではないかとも思いました。それで負担がどんと上がるようでしたら、広域支援員さんが大変になりますので難しいと思いますが。

　ただ、こういう形で、結局どこに行っても解決に至らなかったという事例は、できるだけ早く解消したほうがいいと思いますので、ぜひそういうふうにお願いしたいと思います。

　それと、もう一つ、これは意見なのですが、啓発の部分です。毎年言っているのですが、毎年これだけ事例が挙がってきているわけですので、やはりそれをもとにして啓発も考えていくべきではと思います。

　例えば、今年でしたら、今の思いつきで言っていますが、指定管理をしているところについて、それは市の問題ですが、スポーツセンターだったらスポーツセンターの問題だったりするわけで、その辺をしっかり市とも相談して、こういうことがあった場合に適切に対応してくださいというようなことを何か示すものをつくることも必要だと思います。

　また、早急に対応したほうがいいようなものについては、何か啓発物を作成しての対応、そういう形での啓発をしていただければと思います。以上です。

○会長　ありがとうございます。事務局は大変ですけれども、「こういった事例がありました」という簡単な事例と、注意するべき点や考え方などをまとめたものを、ニュースレター風にして、相談があったところだけではなくて、類似の関係すると思われるところにお手紙を広くばら撒くみたいなことができると、これまでの啓発から一歩踏み込んだものになるのかなとも思います。

　市の指定管理のプールであれば、市を通して注意喚起を促すような取組みを事務局で対応できるのであればご検討いただければと思います。

　スポーツジムやコンサート関係の相談が増えています。広く府民に啓発するのは大変ですが、関係者に大切な情報が確実に通るような、少なくとも大阪府はこういうふうに考えて差別の解消に取り組んでいて、「これは課題のある案件だと思う」というふうにお伝えできないだろうかなどということを、今、西尾委員のお話を聞いて考えたところです。少し内部で検討いただければと思います。

　そのほかいかがでしょう。

○委員　すみません。一言だけになりますが、31ページの事例４の「児童発達支援事業所の坐薬挿入」の件ですが、「児童発達支援」という事業形態自身が、同じ名前で実に多様な事業を展開しています。

　しかも、児童発達支援センターということであれば、一定の職員規模や、実施している事業についてもしっかりとした内容であるということは想像できます。

　ここの児童発達支援事業所に関しても、例えば、産業医が法人内にいらっしゃるということを想定すると、一定規模の法人が運営をしているということも想像できます。

　事業所によっては、児童発達支援事業と放課後等デイサービスを一緒にやっているところや、本当に小規模でやっているところとかがあって、スタッフもアルバイトを中心に回しているところもたくさんあります。

　その内容も、遊びが中心であったり、あるいは一対一の訓練が中心であったり、実に多様化しているという実態があります。

　ですので、ここは、「児童発達支援事業所」という表題でのくくりになっていますが、実は、そのなかが非常に多様であるということを考えたときに、坐薬挿入という、医療行為であることは確かだし、間違えれば健康にも大きく影響を及ぼすという、その判断を例えば、アルバイトでしか現場を回していないようなところで、挿入を承認するからそこに通うというときの事故の問題も考えたときに、ここでの判断の基準を、「児童発達支援事業所」という表題でくくることがよいのかということは少し疑問に思います。

　だから、ほかの事業所のように、事業が均一に同じような内容で提供されているというような状況ではないという特殊性を、少し考慮に入れる必要があるかと思いました。以上です。

○会長　ありがとうございます。例えば、スタッフの人数が３名の児童発達支援所における坐薬の対応とか、あるいは特定の事業の特殊性みたいなものをタイトルに入れてということなのでしょうか。

○委員　すみません。どうすればいいかというところまでは及んでいませんが、やはり「児童発達支援事業所」、あるいは「放課後等デイサービス」と言ったときの事業の内容が、実に多様であります。しかも、それを担っている人たちが、アルバイト中心で日中を回しているというようなところが圧倒的に多いという状況を考えたときに、この事業所という表題で、坐薬挿入をここで考えたときに、これは、府民への一つの取組みの活動報告というような位置づけも持ったものなので、児童発達支援事業所であれば、そうするのは当たり前ということになってしまうと、やはりちょっとどうなのかというのはあります。それは、ほかの通所型の事業所とは違った発展の仕方というか、事業展開の非常に大きな広がりがあるなかで、社会福祉法に基づく事業所ではないところも、結構一般企業等々も入ってきているなかで、一種事業ではないところなども入ってくるなかでの、社会福祉事業という名称表題がここで使われています。

表題をどうするのかということもそうだし、この事業所の事業規模がどうであって、どのような体制のもとで話し合った結果、母子通園となり、いったん解決はしているというような、そこが本当に対応可能であったという見立てのもとでの調整が図られたということであるならば、そこを記載していただくということも含めて考えていただけたらと思いました。意見です。すみません。

○会長　ありがとうございます。少し中で検討させていただいて、修正可能なものについては、ご意見の趣旨が反映できるようなものに変更させていただこうと思います。

　そのほかよろしいでしょうか。

○委員　失礼します。度々申し訳ございません。先ほど「事例４の児童発達支援事業所における坐薬の対応」という事例が出ました。事例についての意見ではないのですが、私は大事な議論になるのではないかと思ったのが、一つめの論点の障がい者間の差別は法が想定しているかどうかという、法解釈は私はわからないのですが、ここで整理すべきことが一つあるのではないかと思います。

　これは、障がい者への差別ということではなくて、「障がいを理由とする差別」という形で法律もなっているし、今回の改定の基本方針でも、「障害者差別」というのを、「障害を理由とする差別」という形で書き換えているところもあると思います。障がい者だからほかの障がい者を差別しないとか、被差別者だから、ほかの被差別者を差別しないということはなくて、この場合でいくと、坐薬の挿入が必要になるという、これが保障されなかったら健康が保てないという、その部分での社会的障壁があるということだと思います。

　他の入所者には、そのことについての障壁はないということなので、私どもは、どうしても医学モデルの呪縛があるのか、障がい者だからということではなくて、この障壁に対して障がいがあるから、社会的障壁があるからということで判断すると、障がいがある人とない人といった場合には、この坐薬がないと健康が保てないということの障壁について、それは障がいがあるかないかという形で見ていかないと、「障害を理由とする差別」とした意味は、「社会モデル」ということも基本方針のなかではまた書き加えられていますので、社会モデルというところで考えていくと、障がい者間の差別は想定していないとか、障がい者間では差別がないとかということはありませんので、やはりその障壁に対する差別というところを私たちが持っていくと、同じ障がい者がたくさん利用する施設だから、そこでの差別は障がい者差別の対象にならないとかということにはならないのではないかと思います。

　ちょっと私も誤解かもしれませんが、社会モデルとしての障がいを理由とする差別というところを、やはり観点としてきちんと持っていかないと、議論がこれ以上進まないのではないかなということを思いました。以上です。

○会長　ありがとうございます。障害者差別解消法の８条では、条文をそのまま読むと、「障害を理由とした差別」というふうにも書いてあるのですが、それに、障がいを理由として、障がい者でない者と不当な差別的取扱いという、ロジックなり表現になっているので、私たち大阪府は、とりあえず疑われるものはすべて受け止めて、話を聞いて調整していくというスタンスでやってきていますので、今回のように話を聞いて調整して、しかるべきところに落としどころを探していくという方法をとりますけれども。それは、「８条に基づく障がい者でない者との差別的取扱いに当たるのですか」と言われたときには、一応議論があるのはわかっていますが、広く受け止めて調整していきますという趣旨でこれまでも対応してきました。

　ここでも、その旨、そこの議論はわかっていますが、広く受け止めて、障がいを理由として困っている人がいれば、話は聞いて調整していきます。

　場合によれば、障がいを理由とする差別でないものも含まれますが、困っているのであれば、とりあえずお話があって、関係者と協議のうえ、少しでもよくなる方法があれば、そちらに向けた調整をしますという趣旨で、今回も書かせてもらっているので、そのような趣旨だとご理解いただければと思っています。

　考え方は、委員と全く同じで、当然障がい者間による差別も、障がいを理由とするもので、不利益な取り扱いが生まれていると当事者の方が感じているのであれば、差別解消に向けて調整しますということで考えてきていました。ありがとうございます。

　そのほかよろしいでしょうか。これが最後になりますが、お願いします。

○委員　簡単にお願いしたいのですが、一番気になっていたのは、今日の文章のなかで、「母子通所」ということです。障がいと家族ということを考えた場合に、法律的にどうなのかということよりも、権利条約のなかで、社会モデルということを貫徹して考えるならば、やはり家族責任、家族が、障がいあるいは病気に連れ添うということから、大きくパラダイムをシフトしていかない限り、権利条約の根本は実現しないのではないかということがあります。

　ですので、この場合は母子通所を最終的な結論としたことは、私は非常に大きな問題としてあるのではないかと思います。

　実は、精神でも、精神障がいがあり、相当安定している方でも、手術などをする場合に、「朝から晩までご家族が付き添ってください」、あるいは「個室に入ってください」ということを言われますが、やはり障がいに対する社会的な理念として、家族が責任を負うというふうな観念が離れていないという印象を非常に受けております。

　この問題は、母子通所で解決という方向にいったというのは、大変残念です。そのことがなぜ議論されなかったのかということで、これは、意見といいますか、精神障がいにも非常に共通している問題ですので、今後、こういう点も考えていただきたいと思います。

○会長　報告書の33ページの一番上のところでは、意見として今、委員がおっしゃったことが指摘されていると考えております。

　最終的には、このケースは、お母さんが納得して通園していることになっていますが、母子通所を受け入れの条件としているということは、不当な条件をこの子の通園に課しているということで、厳密に言えば、不当な差別的取扱いに当たると考えていますが、とりあえず紛争とすれば、お母さんは、これで通わせてもらえているので、私が頑張ればまだ何とかなるというところで、紛争自体は解決したとしています。

　ただ、事例として厳密に考えると、差別的取扱いは続いているという理解を合議体ではしていると思います。はい。ありがとうございます。

　それでは、３番めの「その他」に移らせていただこうと思います。府内市町村の状況について、手短にご説明ください。

○事務局　それでは、参考資料について概要をご説明します。

　まず、参考資料１－１についてです。こちらは、令和５年４月１日府内市町村における支援地域協議会の設置状況や、障がい者差別解消条例の制定状況をお尋ねしたものです。

　残念ながら、支援地域協議会の設置自治体数は23と、昨年度からは増えていないという現状となっています。

　参考資料１－２です。こちらは、府内市町村における相談窓口の設置状況と取組みについてお聞きしたものです。

　設置形態は市町村により異なるが、いずれの市町村でも窓口が設置されています。専門職を窓口に配置しているのは24自治体で、全体の半数程度となっています。

　相談体制を充実するため、マニュアル等を作成したり、相談対応チームを設置したりなどという取組みについては、３分の２程度の自治体で行われている状況です。

　参考資料１－３です。こちらは、先ほどの活動報告書のなかでも一部紹介しましたが、各市町村における障がい者差別の相談件数などをお尋ねしたものです。

　多くの市町村では、障がい者差別に関する相談をカウントしていますが、特に相談件数の少ないところでは、カウントもしていないところが見受けられます。

　参考資料１－４をご覧ください。参考資料１－４－１・１－４－２がありますが、府内市町村での対応要領の策定状況と研修の実施状況をお尋ねしたもので、１－４－１が首長部局になっており、１－４－２が教育委員会についてとなります。対応要領については、すべての府内市町村で策定されています。

　参考資料１－５です。こちらでは、各市町村における啓発活動の実施状況を確認した結果になります。

　啓発物に関しては、大阪府からも提供しているので取り組んでいる自治体が多いですが、その他の取組みについては、コロナ禍ということもありますが、行っているところはあまり多くありません。

　また、複数の取組みをしている自治体と、何もやっていない自治体とに大きくわかれています。

　情報発信については、多くの自治体で何らかの取組みをしていますが、全くしていないという自治体も４分の１程度見受けられます。

　地域を構成する組織との連携については、障がい者団体や福祉団体と連携しているところは多くありますが、企業や自治会等との繋がりはあまり進んでいない状況です。

　簡単になりますが、以上が参考資料についての説明となります。

○会長　ありがとうございます。ただ今の件について、ご質問やご意見はございますでしょうか。よろしいですか。はい、お願いします。

○委員　度々すみません。２点あります。

　一つは、参考資料１－２の相談体制のところですが、相談窓口を設置したとしても、相談がたくさん来るわけではありませんので、お店が開店したからと言って、お客さんがたくさん来るわけではなくて、やはりそれの広報をどれだけするかというところが大事になると思います。

　相談の件数とかを見ていたとしても、相談窓口はありますが相談が来ていないというのは、どんなふうに広報をしているかとか、ウェブサイトできちんと広報をしているかとか、そういうところも聞いていかないと、次の参考資料１－３の相談件数と相談体制のところを考えたとしても、なかなか対応が見えないのではないかと思いました。

　１点めは、相談窓口の広報をどのようにしているかというところを、もう少し議論していったらどうかと思います。

　もう一点は参考資料３です。私、勘違いをしていましたが、カウントの有無という形で、例えば、羽曳野市さんでしたら、カウントをしていないから、右に行ったら件数は０なのですが、カウントしていないということは、件数は０件ではないのではないかと思いました。

　先ほど議論した活動報告書のところでも、10ページに市町村別の相談件数が載っていたのですが、「ああ、０件だな」と思っていましたが、それは、０件ではなくて、カウントをしていないということになるのではないかと思います。そこは、０ではなくて、「－」にするとか、そういうふうにしないと、私は勘違いしてしまいました。「０件のところが多い」と思っていたのですが、そもそもカウントされていないところもあるということがこの表では見えないのではないかと思いました。

　先ほどの活動報告書の一覧も、ちょっと検討していただいて、誤解がないようにしたらどうかと思います。以上、２点です。

○会長　設置しているがカウントしていないというのは、どういう理解をしたらいいのでしょう。

○事務局　考えられるのは、相談は入っていますが、何件というのをきちんとカウントしていないということがあると思われます。先ほど意見がありましたように、この見方等も含めて、また検討をさせていただきます。

○会長　相談記録を見れば、何件というのは１年でカウントできますね。ただ、大阪府には、カウントしていないという返答があったということなのですか。

○事務局　そうです。

○会長　記録には残っているはずだが、問い合わせについては、特別データとしてカウントしたことはないということなのですかね。

○事務局　記録をきちんと取っているかどうかは不明です。私どもも確認していないのでわからないです。

　市町村によっては、あらゆる相談を一つの窓口でまとめて受けているので、障がいに関するものが何件であるとか、そういうところまで把握していないところもあるのではないかと、あくまで予想ですが、考えられます。

○関川会長　わかりました。来年は聞き方をどうしますか。あるいは、今の段階でカウントしていないところについて、来年度の報告の準備としてこういうことをしてくださいと伝えることなども考えられます。

○事務局　そうですね。また、市町村への伝え方については検討させていただきたいと思います。

○会長　担当者と電話でもお話しする機会が別件であったときには、少し改善の意味も含めて、どういう取扱いをしているかということを伺っておいてください。

○事務局　はい。市町村とも意見交換の機会等を設ける予定ですので、その際にでも伝えていきたいと思います。

○会長　ありがとうございます。それでは、最後になりますが、次の意見交換をさせていただこうと思います。資料３をお開きください。資料３は、広域支援相談員と大阪府障がい者差別解消協議会の内容が書かれた資料になっております。

　特に大阪府障がい者差別解消協議会（解消協）ですが、平成28年に設置して以来、ここ最近では条例改正の議論をしてきました。さらには、合議体におけるあっせんや、広域支援相談員への助言なども行ってまいりました。

　ただ、一方で、今、事務局からも説明がありましたように、府内市町村における差別解消支援地域協議会の設置は伸び悩んでおり、設置していたとしても有効に機能していないであろうと思われる自治体もございます。

　こうした状況を一つ改善していくためにも、2025年の大阪万博を一つのきっかけにして、府内市町村で連携して、差別解消の取組みを進めていくということができないだろうかと考えました。

　2025年大阪万博を控えており、その際には、多くの障がいのある方が、国内外から大阪を訪れると思います。

　私たちは、これまでどちらかというと、大阪府民で障がいのある方が差別を受けずに、共生社会を目指して差別解消に取り組むということを趣旨として、いろいろな活動をしてきたわけですが、改めてグローバルスタンダードに立って、障がい者差別のあり方を、府民に限らず、国内外の人たちから、大阪はグローバルスタンダードで、合理的配慮の提供や差別の解消に取り組んでいると評価されるような体制づくりをこの３年間でしていくとすると、どういう課題があるでしょうか。

　さらには、この障がい者差別解消協議会が、関係すると思われる各市町村に働きかけて、どういう取組みをしていくことが考えられるかなどについて、少しご議論をいただければと思います。

　当然、「大阪万博2025」の組織体制も既にあり、ユニバーサルデザインの徹底ということを検討してきてはおりますが、私たちとしても、そこに少し提案ができればとも考えております。

　障がいのある方が、安心して大阪を訪れることができるように、万博に向けて、解消協として何ができるか、各構成機関においてどのような取組みができるかということについてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょう。委員、お願いいたします。

○委員　今の会長のご意見も含めて、先ほど委員もおっしゃったかと思いますが、やはりこの啓発をどうしていくかというところに、どれだけ重点を置くかということが大事かと思います。相談も大事だと思いますが、そういうことも今、この時期になって必要になってきているのではないかと思うのです。

　特に、いろいろな人たちが買い物に行ったり、宿泊をしたりということが増えてくるなかで、そういう生活をする場面で、そういうことがどれだけできているのかということが、とても問われてきているのではないかと思います。

　だから、府がやっている啓発活動だけではなくて、それぞれの団体や地域がやっている啓発活動も、どこかで取り上げられないのかという気がしているのです。

　例えば、私が住んでいる地域でスーパーへ行くと、レジのところに、「筆記でやりますよ」等の掲示が、小さなメモみたいなのが貼ってあります。

　ファミリーマートみたいなところでも、「これができますよ」と言って見せて、リクエストに応じて買い物をしてもらったりするということもやっているそうです。

　そういうところでやっていることを、もう少し拾い上げながら地域でどうするかということ、それをやれるのは、ある意味、やはり市町村かなと思うので、そういう意味で、市町村がどういう役割をするかということもあるかと思います。

　もう一点は、やはり商業サービスのところがだいぶ多いわけですから、そういうところで、この啓発活動をどういうふうに取り組んできているのかというのを、もう少し出し合ってもいいかと思いましたので、ちょっと一言言わせていただきました。以上です。

○会長　さまざまな取組みの好事例を、積極的に情報発信して共有していくことで、大阪の関係者の方々は、ここまで変わったということが伝わっていくのではないでしょうか。そういう取組みが、皆さんの常識になってきて、当たり前のことだと受け止められる社会が、おそらく大阪の未来社会のデザインみたいなものにつながっていくのでしょうね。

　それを、2025年の万博を一つのきっかけにして、まちづくりの視点で、今、行われているものを積極的に集めて、情報発信をするというご意見だと思います。私もとても共感いたします。

　おそらく、どこでも当たり前になっている取組みみたいなものがたくさんあって、私たちのところには悪い事例ばかりが集まってきますが、おそらく好事例というものはたくさんあるのではないかと思います。

　ですから、啓発というと、「差別はいけない」という啓発ではなくて、「共生社会の実現のために、ここまでのことが当たり前にやれるようになった社会なんですよ」ということを取り上げていくことができればと思います。

　そのほかいかがでしょうか。万博対応で、ユニバーサルデザインで、府庁のなかで取り組んでいますが、「ちょっと障がい福祉関係は出遅れているんじゃないか」とも思います。

　これまでの蓄積もありますし、インパクトのある取組みなどが、皆さんからご提案していただけるとありがたいなと思います。

　企業の側からすると、どんな準備が必要だと思いますか？

○委員　感想というか、意見というか、私個人の意見に近いと思うのですが、まず、当社は警備会社でして、大阪府下に警備業協会というものがありまして700社ぐらい加盟しております。

　万博は、おっしゃるように半年間ありますが、これも、関西の警備員さんたちではまかないきれないので、全国から集められます。それが、半年間でだいたい延べ数で３万人ぐらいの警備員さんたちが必要なのですが、特に大阪の警備会社さんたちは、印象ではありますが、こういった障がい者であったりとか、多様性という部分での就労困難者の人たちへの関心が非常に薄いというイメージがあります。

　また、中小企業の団体にも所属させていただいているのですが、大阪で2,200社加盟されています。同じように、こういった多様性という部分、そういったところでもかなり、優先順位でいうと、どちらかというとあまり高くないと感じています。

　これを、以前からこの協議会に参加させていただいていて、どういうふうに啓発をしていくか、どういうふうに周知をしていくかということを、ずっと考えながら来ているのですが、やはりなかなか進まないです。

　皆さんがおっしゃるように、今後、超高齢化社会で、身体障がいの方がどんどん増えていくでしょうし、心療内科の増加で精神疾患の方も増加されるでしょうし、そのあたりが、意識的に業界、警備業協会もそうですし、中小企業の団体もそうなのですが反比例しています。増加の傾向があるなかでの意識の低さというか、認識不足というところがあるのです。

　「では、どうすれば周知ができるか」というところで、今、非常に悩んではいますが、やはり地道に活動というか、そういったイベントをするとか、説明会を開くとか、それの数を増やしたりしながら進めていくしかないのかなというところを、今、非常に感じています。すみません。長くなりましたが感想です。

○会長　ありがとうございます。大切なのは、おそらくポスト万博で、万博後の社会が、万博までの３年間の経験を経て大きく変わったみたいな成果が生み出すことができればいいと思います。

　ですから、万博を一つプラットフォームにしながら、皆さん方の団体が、ユニバーサルデザインなり、合理的配慮の提供なりを、当たり前のこととして実践している内容を共有していくことで、府民の方々、あるいは訪れる方々にも、「大阪はこんなことをやっているのか」と理解していただくと、万博が終わった後、大阪の障がい者の方々の生きやすさが、ずいぶん改善されたということが出てくるのではないだろうかなとも考えております。

　民間企業の立場からご意見はないでしょうか。

○委員　そうですね。確かに先ほども会長がおっしゃったように、好事例等の横串というか、それが本当に大事になってくるかと思います。なかなか好事例というのは挙がってこないので、好事例が他社にもいろいろあれば、それを横串して、また協会のなかで情報共有をして取り組んでいければなと考えております。

○会長　ありがとうございます。何かアイデアはありませんか？

○委員　皆さんがおっしゃるように、やはり好事例というのをいかに伝えるかということで、万博でしたら、具体的に言うと、交通事業者さんとかは、今までも継続してされていたかと思いますが、われわれのところでよく問題になるのはホテルとかです。

　外国の方への対応は慣れているかもしれませんが、障がいの方への対応とか、せめてシャワーチェアを置いてほしいとかというようなことが、やはり非常にばらつきがあるということがあるので、そういう意味では、「こういうのがあったら便利だ」というようなものを、障がいのことでの好事例というのが、業界で言うと、ホテルと交通機関はいろいろされていると思いますが、それ以外になると、一般のお店みたいになってしまいます。特に感じるのは、ホテルさんはだいぶ差があるなという気がしますので、「ホテルを絶対やれ」と言っているわけではないのですが、万博のときで、何か全体的に底上げをしていくようなことがあれば、ホテルもぜひ入れていただければいいかとは思いました。

　今、ついでに市町村のことも言ってもいいのですか。

○会長　はい。

○委員　市町村のことでは二つあって、府で、人材の育成というのをこれからも実施するということは言っていますが、市町村の人材の育成ということは、「それは市町村がやれ」と言ってしまえばそれまでですが、やるところはやるでしょうが、あまり進まないところは進まないという気がしますので、何とか府のほうで、何かこういうこともできないのかと思うのが一つです。

　それと、こちらからの協議会で伝えていけることは、非常に思うのは、合議体でやっている事例検討でして、今日出している全部の事例というのは、基本的に概要であって、非常に平べったいものなのですが、合議体に参加された方はわかると思いますが、相談の時系列に沿って書かれていますので、例えば、事業所が検討すると言ったが事業者から連絡がない、なので、こちらから電話をかけたというふうなことがあっても、それが、３週間経ってというふうなところがあったりして、「果たして３週間って、どうなんだ」と思ったりすることもあったり、初動のところは、必ず相談があってすぐに電話をするというふうにはなっていたりするのですが、各市町村が、専属的な人もいないなかで、今はできなくて、明日になる、明後日になる、やはりそういうことも出てくるのではないかなと思うのです。

　それを責めるのではなくて、そうなってしまっている理由というのを、どう改善していくのかということを、いろいろ考えていけたりするので、事例が非常に立体的に見えてくるところがありますので、ぜひ、府のほうから、そういうひな形や、研修の仕方というか、大切さというのを市町村に伝えていって、当事者団体にも伝えていくような形にしていただければありがたいかと思います。以上です。

○会長　はい、お願いいたします。

○委員　今、法曹界でも、裁判とかでＩＴ化というのが言われてきて、情報保障のところで、いろいろなＩＴ機器を利用するということの検討がされているのです。そういうアプリだとか通信機器などは、最近、すごい発達してきていますし、万博というところでは、やはりいろいろな新しい便利なものを紹介するというのがあると思います。

　なので、これを機会に、例えば、参加している店舗で、情報保障の機器を取り入れるのに補助金を出すとか、あと、その辺を、大阪府が率先して利用するとか、「筆談くん」とか、すごい安価で役に立ったりというようなことも結構あるので、工夫をしながら広めていけるようなものができたらなと思いました。思いつきですが、以上です。

○会長　室長が提案をすると、そういうブースが、三つ、四つ増えるとかというのはあるのですか。「府内でこういうブースをつくってほしい」と室長が提案すると、実現するみたいな可能性はあるのでしょうか。

　つまりテクノロジーを導入することで、障がい者の社会生活のユーザビリティとかアクセシビリティが、ここまで改善するというような万博ブースみたいなものを取り入れてほしいとか、増やしてほしいとか、実際にこういう企業がいるから呼んでほしいとかというのは、現実問題として可能なのでしょうか。可能ならお願いしたいです。

○事務局　万博の出展企業というところは、既に割と固まってきていますので、今から言って、どこまでできるかというのはあります。

　ただ、先ほども出ましたが、ユニバーサルデザインという観点で、万博のなかでの対応というところでは、当然ながら福祉部、われわれの障がい室も積極的に関わって意見を申し述べていますので、今日のご議論については、当然そういう場でもお伝えをしていきたいとは思っています。

　それが、万博のブースということよりは、全体的な仕様というか、行動の様式というか、そういうなかのルールというか、最低限の基準というか、そういうところに活かされていくようにしたいなとは思っています。

○会長　そのユニバーサルデザインで工夫したところが、万博会場に参加した人に、手に取るようにわかって、理解可能な状態にしておいていただけると、とても啓発活動に繋がるのです。「未来社会というのは、こういう社会が当たり前になるんだ」と、そうであれば、私たちのアクセシビリティやユーザビリティはここまで改善するのだ、つまり環境が変わることで、私たちの障がいは障がいでなくなるということを、世界の共通理解にしていきますみたいな発想で、それが伝わるようにしてほしいです。わかる人はわかるけれど、わからない人は素通りしてしまうということがないように、所々でそれを説明したりする取組みなどをしておいていただきたいです。

　市の職員の研修の機会も、おそらくこれからは増えてくると思うのですが、事例検討などはとても大事かもしれません。

　皆さん方は、いろいろな事例で、本当に悩ましい事例で、どう考えたらいいのかということを、さまざまな方からご助言をいただきながら、検討をする場に立ち会っていますが、他の市町村の窓口の方は、おそらくそういう機会がないので、これを読んだとしても、十分伝わらない部分がありますから、グループワークなどをしながら、事例をディスカッションするような機会を設けていただくと底上げになるのかなどとも思います。

　それでは、時間になりましたので、事務局、ほかに報告事項はありますか。

○事務局　特にはありません。

○会長　はい。最後に、オブザーバーの方から、毎回で恐縮ですが、可能な限りで結構ですので、一言ずつコメントをいただければと思います。大阪法務局さまからお願いいたします。

○オブザーバー　本日は、皆さまの議論を大変興味深くお伺いさせていただきました。ありがとうございます。

　大阪法務局では、人権に関する啓発活動と相談活動、そして、人権侵害の疑いのある事案についての調査・救済活動というのをさせていただいております。

　そのなかで、障がいに関する相談もいくつか寄せられておりますし、統計として正確な数字が出ているわけではありませんが、今年に入りまして、やはり全体の相談件数も増えてきておりますので、やはり皆さまの活動が活発化しており、それに伴って相談のほうも増えていく傾向にあるのかと感じているところです。

　国の人権擁護機関として、引き続き人権の擁護に関する活動、特に今回の障がい者に関する問題についても、力を入れて取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長　それでは、お隣の大阪労働局さまお願いいたします。

○オブザーバー　本来、大阪労働局ですので、雇用の部分での感想といいますか、そういうところを申し上げるべきだとは思うのですが、本日こちらのほうに参加させていただきまして、周知・啓発、それから、先ほどの万博などのお話を聞かせていただきまして、ふと思いました。

　例えば、大人というのは、子どもから何か質問をされて、それではっと気づいたり、「ちょっと恥ずかしいことをしていたな」とか、そういうふうな思いを持つことも多いのかなと思っております。

　ですので、例えばなのですが、万博までまだ期間が若干ありますので、小学校などでの社会見学、スーパーなどの商業施設などに行かれた際に、障がい者の方の立場や視点に立って、事業所に対して何か質問をすることなどによって、事業所のほうもはっと気づく、あと、そういったことを学校でも意見交換をする。それを、また家族であるとか大人の方にお話しをすることによって、「あ、こういったことはよくないことだな」ということで気づくということもあるのかなと思います。

　そういったことを経験された子どもたちが、万博を経験することによって、そういった理解がより深まるのかなと、そういったこともふと考えさせられました。以上でございます。

○会長　ありがとうございます。近畿運輸局さま、お願いします。

○オブザーバー　本日は、活発なご議論を聞かせていただきまして、大変ありがとうございます。

　私ども国土交通省におきましては、移動円滑化に向けて評価会議を設けまして、2025年までのハード・ソフト面の整備目標に向けて取り組んでまいっているところでございます。

　また、近畿におきましても、取組目標に対して評価会議というのを設けまして、当事者の委員の方にもご参画をいただき取組みを進めております。

　そういったなかで、当方の評価会議にご参画をいただいている学識者や当事者の委員の方々におかれましては、2025年の大阪・関西万博に向けて、先ほどから出ているユニバーサルデザインの検討会にご参画をされていまして、各市の取組みについて、いろいろと熱心にご議論をいただいているところでございます。

　ユニバーサルデザインが、世界に向けて、関西がこれから発信していく貴重な機会になると注目しているところでございます。

　また、当方におきましては、交通分野を所掌していることもございまして、行政相談の窓口を設けておりますが、相談件数というのは、一般からのご相談も含めて増加傾向にございます。

　このなかに、障がい当事者からの交通事業者さまに対する、例えば、タクシーの乗車拒否であるとか、ユニバーサルタクシーの配車が難しい点などのご意見等もちょうだいしているところでございます。

　来年の事業者に対する義務化が始まることにつきましては、こちらも相談が増えてくるものと予測をしており、大阪府さまとも連携をしながら取組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○会長　ありがとうございます。市長会代表の柏原市さま、お願いします。

○オブザーバー　今日は、このような貴重な協議会に同席させていただきましてありがとうございます。

　当方は、障害福祉課に今年度から配属されたのですが、それまでは長年生活困窮者の窓口の相談をやっておりまして、来年度から取組みが義務化される合理的配慮なのですが、やはり根本的には断らないといいますか、皆さまの事例を聞かせていただいていて、まずは断らない窓口、寄り添い型支援というのを徹底したうえで、やはり当事者の方が何を望んでいらっしゃるのか、市町村としても社会的な資源・財源に限りがございますので、100％すべてできるという安請け合いはできないのですが、それでも、どういうふうにすれば、その方の障壁がなくなるのか、100％とはいかなくても、80％、90％、そのニーズをどうすれば叶えることができるのか。やはり徹底したコミュニケーション、そういう相談、当事者の方との話し合い、どういうことを望んでいらっしゃるのかというのを、窓口としても率先してやっていかなければならないのかと思っております。

　先ほど委員の方からおっしゃっていただいたのですが、やはり障がいの特性によっては、ニーズがとてもまちまちなのです。その人にとってはいいことであっても、違う方にとってはそれが障壁になったりということがあって、うちの障害福祉課の職員がわかっていても、ほかの職員はわからないといったことも多くございますので、やはり好事例を共有していただいて、「そのような配慮ならばうちでもできるぞ」とか、そういった研修を打っていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。今日はありがとうございました。

○会長　ありがとうございます。町村長会代表の熊取町さま、お願いします。

○オブザーバー　本日は、皆さまの活発なご議論を聞かせていただきまして、大変勉強になりました。ありがとうございました。

　相談に来られる方とか、自分が困っているとか、障がいの方もそうなのですが、こういうことをしてもらえれば助かるとか、そういう声を挙げること自体が結構力のいることだなと思います。

　なので、来られる相談であったり、窓口でちょっとしたそういうお声掛けがあれば、どういうふうに対応するかというところは、丁寧によく聞いて、そういうことができる市町村でもありたいですし、今回、万博に向けて大阪府全体が、みんなの話をお互いに聞ける社会になる何かきっかけになればと、今日の会に参加させていただいて非常に感じたところでございます。今後とも、よろしくお願いいたします。

○会長　ありがとうございました。それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。事務局に議事をお返しします。皆さま、討議ありがとうございました。

○事務局　会長、ありがとうございました。

　それでは、これにて、「第20回大阪府障がい者差別解消協議会」を閉会いたします。

　本日は、各委員の皆さま、活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。